

企業の安全衛生、工場等現場の管理ご担当者様必携！

労働安全衛生法 クイックガイド2026



労働安全衛生法 クイックガイド2026

Industrial Safety and Health Act
Quick Guide 2026

後藤博俊

安全衛生管理の遵守事項を
一覧にまとめた決定版！

- 一覧形式だからひとめで重要なポイントがわかる！
- 「労災を予防するためのポイント」(「あるQ&A」)で要点が掴める！
- 機械等による労働災害の防止の促進等をはじめとした最新法令改正に対応！

内装色：白・黒(2025年4月1日現在)

第一法規

Industrial Safety and Health Act Quick Guide 2026

後藤博俊 著

A5判・424頁 定価5,060円(本体4,600円+税10%)

- 機械等による労働災害の防止の促進等(2026年4月1日施行)を中心とした最新の法令改正情報を反映！
- 労働安全衛生法関連の法令ごとに、労災を予防するためのポイント、法令の目的等、体系図を簡潔に整理。
- 現場で起きる間違いやすいポイントをQ&A形式で解説！
- 事業者に要求される事項を表形式の「法令別要求事項」として分かりやすく整理！
- 2026年1月20日に公布された令和8年厚生労働省令第3号の概要及び2026年4月2日以降に施行される主な法令改正情報を付録として収録。

内容見本

※商品上は青色との2色刷りとなります。

条項	規制分類	遵守事項	ポイント
安衛法1条	法目的	目的	労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等の取組に関する総合的政策的対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する
安衛法2条	定義	定義	労働災害、労働者、事業者、化学物質及び作業環境等に関する用語の定義を定める。また、労働災害の発生原因となる化学物質、放射線、騒音、振動、熱、冷気、熱気、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業環境その他の労働環境に起因して、労働者の健康に被害を及ぼすこと、又は死亡すること
安衛法3条	責務	関係者の心構え	事業者は、法律で定める最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の形成と労働者の健康を確保して職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、労働災害の防止に関する国の施策に協力するよう努める
安衛法5条	共同企業体	届出	(1)工場等において共同企業体の設置を考慮して選定する (2)共同企業体代表者選任届は、工事開始14日前(建設工事等を除く)までに、様式1号により、所轄労働基準監督署長を経由し、都府県労働局長に提出する

条項	規制分類	遵守事項	ポイント
安衛法23条3項、4項	責務	責務	議事録の概要を労働者に周知、議事録を3年間保存
安衛法19条2	努力義務	努力義務	安全衛生等に対する教育等
安衛法20条	努力義務	努力義務	労働者の危険又は健康障害を防止するための措置(厚生労働省令により労働者のみならず、労働者と同じ場所において作業に従事する全ての者及び健康に有害な作業が行われる場所において作業に従事する者に対する労働災害防止のための措置を規定されている) ・機械や設備による危険 ・爆発物、発火物等による危険 ・電気、熱気、蒸気、粉じん等による危険 ・放射線等の照射による危険 ・有害な化学物質の取扱いによる危険 ・有害な作業環境による健康障害 ・有害な作業環境による健康障害 ・有害な作業環境による健康障害 ・有害な作業環境による健康障害
安衛法28条1項	指針	指針	労働安全に関する機械等に関する技術上の指針(平成28年労働安全衛生法第28条第1項第1号の指針(第5号技術上の指針(安全28)等)
安衛法26条3項	指針	指針	労働安全衛生法第26条第3項の規定に基づき労働者に対する安全衛生教育に関する指針(労働安全衛生法第26条第3項の指針(安全26)等)
安衛法28条2	努力義務	努力義務	労働安全衛生法第28条第2項の規定に基づき労働者に対する安全衛生教育に関する指針(労働安全衛生法第28条第2項の指針(安全28)等)
安衛法24条1項	努力義務	努力義務	労働安全衛生法第24条第1項の規定に基づき労働者に対する安全衛生教育に関する指針(労働安全衛生法第24条第1項の指針(安全24)等)

条項	規制分類	遵守事項	ポイント
安衛法13条	通知	通知	(リフトシステムが閉鎖で行われるための措置)機械を譲渡、提供を行う者が行う相手方への通知の努力義務
安衛法24条16	通知	通知	(リフトシステムが閉鎖で行われるための措置)安衛法57条及び57条の2の適用されるもの以外の危険有害な化学物質を譲渡、提供を行う者が行う相手方への通知等の努力義務
安衛法29条	責務	責務	(全ての業務の元方事業者が対象)関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法30条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法31条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法32条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法33条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法34条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法35条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法36条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法37条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法38条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法39条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法40条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法41条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法42条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法43条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法44条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法45条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法46条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法47条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法48条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法49条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法50条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法51条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法52条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法53条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法54条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法55条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法56条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法57条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法58条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法59条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法60条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法61条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法62条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法63条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法64条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法65条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法66条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法67条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法68条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法69条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法70条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法71条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法72条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法73条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法74条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法75条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法76条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法77条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法78条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法79条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法80条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法81条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法82条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法83条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法84条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法85条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法86条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法87条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法88条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法89条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法90条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法91条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法92条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法93条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法94条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法95条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法96条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法97条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法98条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法99条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)
安衛法100条	責務	責務	関係者に対する安全衛生教育に関する措置(関係者に対する安全衛生教育は、当該指示に従わなければならない)



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

1	労働安全衛生法
2	労働安全衛生法施行令
3	労働安全衛生規則
4	ボイラー及び圧力容器安全規則
5	クレーン等安全規則
6	ゴンドラ安全規則
7	有機溶剤中毒予防規則
8	鉛中毒予防規則
9	四アルキル鉛中毒予防規則
10	特定化学物質障害予防規則
11	高気圧作業安全衛生規則
12	電離放射線障害防止規則
13	酸素欠乏症等防止規則
14	事務所衛生基準規則
15	機械等検定規則
16	粉じん障害防止規則
17	石綿障害予防規則
18	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

付録1 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和8年厚生労働省令第3号）の概要
付録2 令和8年4月2日以降に施行される主な規定

※本書の内容現在、原則として令和8年4月1日施行現在です。

よくあるQ&A

- Q：労働安全衛生法と労働基準法との関係はどのようになっていますか。
A：労働安全衛生法は、形式的には労働基準法（「労基法」）から分離独立したものとなっていますが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるものです。そのことは、労働安全衛生法第1条（目的）において、労働条件についての一般法である労働基準法とは、一体としての関係に立つものであることが明らかにされています。したがって、労働安全衛生法の労働安全衛生部分（具体的には労働安全衛生法第1章の総則）は、労働安全衛生法の施行にあたっては当然その基本とされるものです。
- また、賃金、労働時間、休日等の一般的労働条件の状態は、労働災害の発生に密接な関連を有するものであり、かつ、労働安全衛生法第1条の目的の中で「労働基準法と相まって、……労働者の安全と健康を確保する……ことを目的とする。」と謳っている趣旨に則り、労働安全衛生法と労働基準法とは、一体的な運用が図られなければならないものとされています。
- Q：事業場の範囲の捉え方は如何ですか。
A：労働安全衛生法は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定が適用されることになっており、労働安全衛生法による事業場の適用単位の考え方は、労働安全衛生法における考え方と同一です。
- すなわち、ここでの事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のごく一定の場所において関連する組織の下に体系的に行われる作業の一体をいいます。したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的観念によって決定されるべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とされます。
- しかし、同一場所であっても、著しく労働の態様を異にする部門が存する場合に、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることによって労働安全衛生法がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえるものとされています。例えば、工場内の診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に附属された給食場等が該当します。
- また、場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構を一括して一の事業場として取り扱われます。
- Q：事業場の業種の捉え方は如何ですか。
A：事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決められるものであり、経営や人事等の管理事務をもつばら行っている本社、支店等は、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定されます。
- 例えば、製鉄所は製造業とされますが、当該製鉄所を管理する本社は、労働安全衛生法第2条第3号の「その他の業種」とされます。
- Q：事業者とは何を指しますか。
A：労働安全衛生法における主たる義務者である「事業者」とは、同法第2条第3号に「事業を行う者で、労働者を使用するもの」と定義されています。すなわち、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営者を指しています。
- このことは、従来の労働法上の義務主体であった「使用者」と異なり、事業経営者の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任が明確

関連商品

膨大な安全衛生法令と解説等を集約したWEBツール



安全衛生セレクション



コンテンツ（一部）

改正情報	収録法令の法改正概要を提供
法令情報	法・令・則および告示と解釈例規がリンク
通達集	昭和20年代からの労働安全衛生関連の通達約1,800本を収録
法令別要求事項	労働安全衛生法と特別規則17本で規定される遵守条項の一覧
現場で役立つチェックリスト	労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化（約300本） 根拠法令にリンク、チェックリストのポイントを解説
解説情報	労働安全衛生法の条文解説、Q&Aを収録
法令相談室	労働安全衛生関係法令のご相談を受付・回答/よくある疑問を相談事例として提供
メールマガジン	改正情報をメールマガジンで配信（月1回）

- ①労働安全衛生関係法令をWEBで一括管理！
情報収集と理解のための労力を削減し、改正のチェック漏れを防ぎます！
- ②膨大な法令をカバーするだけでなく、現場で役立つチェックリストなど充実のコンテンツで、実務をバックアップ！
- ③届出、報告、選任などの法的要求事項を抽出した「法令別要求事項」を登録！労働安全衛生マネジメントにおける法令管理にも最適です！

詳細・お申込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

Q 第一法規

検索 CLICK!



申込書（第一法規刊）

労働安全衛生法クイックガイド2026

●定価5,060円（本体4,600円＋税10%）【コード098384】

申込部数

部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒
ご住所

機関名

部署名

公用
私用

フリガナ
ご氏名

TEL

E-mail

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php>）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-6996 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印